

すまいの
総合保険

フルハウス

賃貸アパート・マンションオーナー専用

マンション・オーナーズ総合保険

[すまいの総合保険]



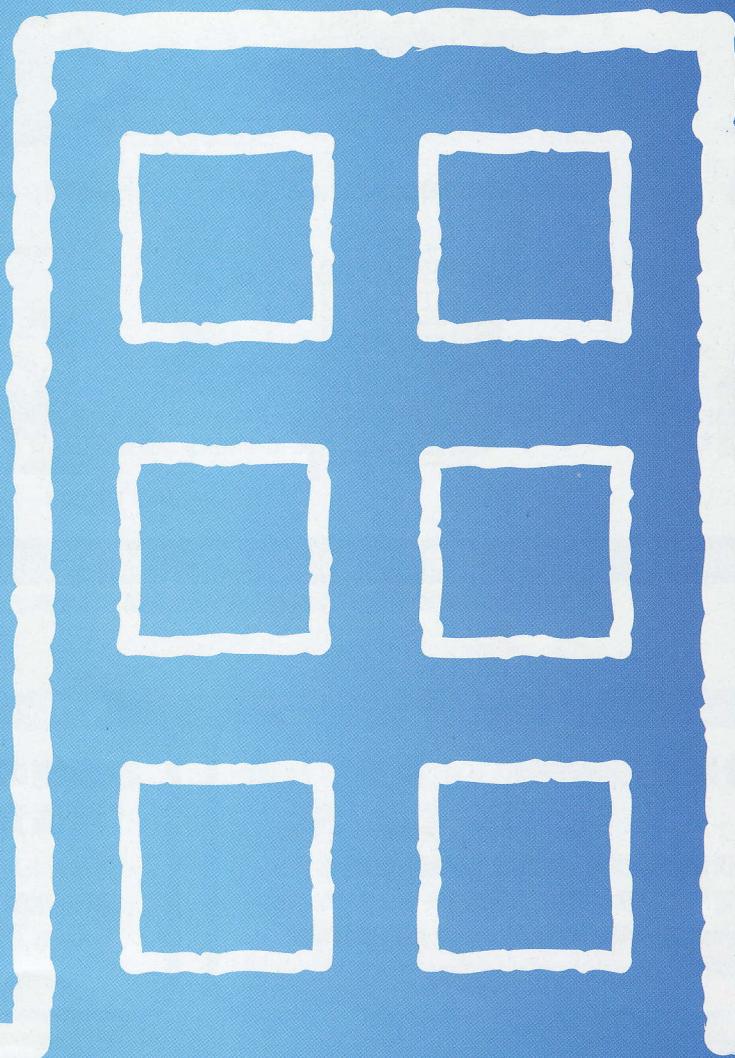
NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保

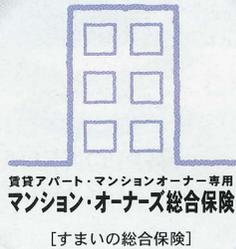
2007年10月



はじめませんか。
安心サポート!



安心とゆとりあるオ



賃貸アパート・マンションオーナー専用
マンション・オーナーズ総合保険

[すまいの総合保険]



アパート・マンション建物に加え、建物付属
＜保険の付保もれの＞

① アパート・マンション建物

② アパート・マンション本体に直接付属する設備

(エレベーター設備、電気設備、給排水衛生設備など)

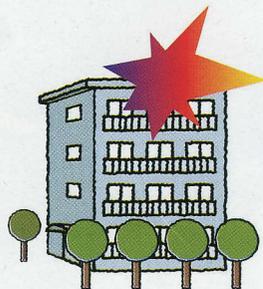


基本補償 LineUp

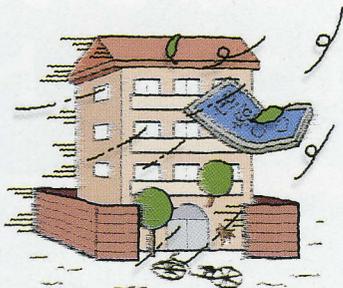
ご希望により一部の補償をセットしないこともできます。

■さまざまな事故のとき、修復費用を新築価格基準でお支払いします。

●火災・落雷・破裂・爆発



●風災・ひょう災・雪災 (損害額が20万円以上の場合)

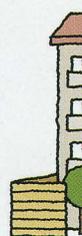


●水災

(床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を
被った場合、または損害割合30%以上の場合)



●外部か

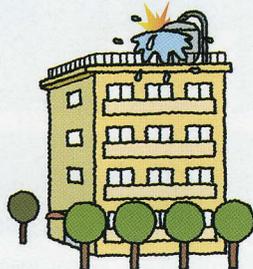


●盗難によるき損・汚損

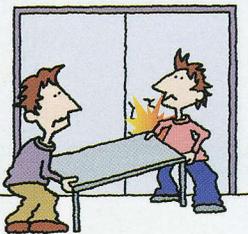


泥棒に窓ガラスを壊された。

●給排水設備の事故などによる水ぬれ



●偶然な事故による破損など



誤って玄関ホールのドアを壊してしまった。

●建物付属機械 ※空調設備、電気設



配電盤がショ-

その他、次の費用保険金・損害防止費用もお支払いします。| 臨時費用保険金 | 残存物取片づけ費用保険

※「損害付帯諸費用担保特約」を付帯した場合、臨時費用保険金・残存物取片づけ費用保険金

Option



●家賃の補償

- ・アパート・マンションが火災にあったため、復旧までの間、家賃収入が減少した。
- ・近所で犯罪が発生し、アパート・マンションへの立入禁止命令が出たため、家賃収入が減少した。

Option



●建物の所有・管理に伴う賠償責任の補償

- ・アパート・マンションの外壁がはがれ落ち、通行人にケガをさせてしまった。

シヤリバ

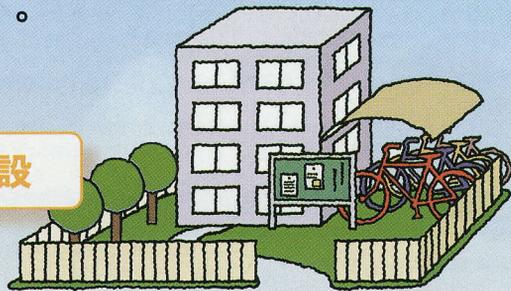
※お支払いする保険金の内容、保険金をお支

オーナーズライフを。

備設備・付属施設も一括して補償します。
心配がありません。>

③ アパート・マンション本体に直接付属しない施設

(へい、掲示板、駐車場、自転車置場など)



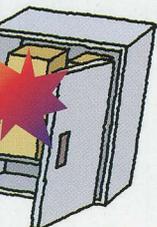
④ ①～③の各部分にある畳または建具類

■ 充実した費用補償

らの物体の衝突など



※ 設備の電氣的・機械的の事故
給排水設備、エレベーターなど



として破損してしまっ



● 建てかえ費用
ご契約金額(保険金額)を
評価額の100%に設定された
場合のみ付帯されます。



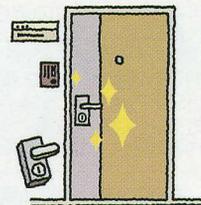
アパート・マンション建物が火災により
70%以上の損害を受けたので、
修理せずに取りこわし、
2年以内に建てかえた。

● 水ぬれ原因調査費用



水ぬれ事故が発生し、
原因調査に費用がかかった。

● ドアロック交換費用



日本国内において玄関ドア
または各戸室のドアの鍵を
盗まれたので、ドアロック(錠)
を取り替えた。

金 | 失火見舞費用保険金 | 地震火災費用保険金 | 修理付帯費用保険金 | 特別費用保険金 | 損害防止費用

修理付帯費用保険金・特別費用保険金の代わりに「損害付帯諸費用保険金」をお支払いします。



Option



アパート・マンションの入居者を一括して補償します。

Option



● 大家さんへの 賠償責任・修理費用

・偶然な事故により、大家さんに対し、法律上
の賠償責任または契約上の修理の責任を負っ
た。 *Y... 賠償責任*

● 日常生活での賠償責任 (個人賠償責任)

・お風呂の水があふれ出し、階下に損害を与え
てしまった。

個人賠償事故の示談交渉サービス

個人賠償責任に関する事故については、日本興亜
損保が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあ
たる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
※示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保
険者および被害者の方の同意が必要となります。

見できない主な場合は裏面をご覧ください。

地震保険に併せてご加入いただくことにより、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

よくある質問

Q. 火災保険だけでは、地震・噴火・津波による火災損害は補償されないのですか？

A. はい。地震保険を申し込まれない場合、地震等による火災損害だけでなく、火災の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害も補償されません。ただし、地震等による火災によって建物が半焼以上となったときに限り、地震火災費用保険金（保険金額の5%相当額。ただし、1事故につき1構内ごとに300万円限度）が支払われます。（地震火災費用保険金不担保特約付帯の場合、支払われません。）

※詳細については「地震保険」パンフレットをご参照ください。

地震保険には、建物の建築年月、免震・耐震性能に応じた割引制度がございます。なお、保険料の割引にあたっては、所定の確認書類をご提出いただけます。（書類をご提出いただけない場合は保険料の割引はできませんのでご承知おきください。）

この保険にご加入の皆様のためのうれしいサービスです。

すまいの安心サービス

1. オーナーOQ修理サービス

鍵あけ・水回りのトラブルでお困りの際、24時間年中無休体制で優良専門業者をご手配いたします。

応急修理（注）の費用（作業費・出張費）は無料です。

（注）住居用ドアの開錠、トイレのつまり除去などの30分程度の軽作業をいいます。なお、無料サービスのご利用は1契約あたり1年につき1回に限りです。詳しくは「安心ガイド（ご契約のしおり）」をご参照ください。

2. 防犯機能アップ応援サービス

すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

3. 住宅相談サービス

住まいの維持管理、リフォームなどすまいに関する様々なご相談にお応えします。

4. 法律相談サービス

様々な法律相談に弁護士が適切なアドバイスを行います。

5. 税務相談サービス

税務全般のご相談に税理士がお応えします。

6. 健康・医療相談サービス

健康・医療全般のご相談に対して24時間・年中無休体制で電話受付を行います。

7. 介護関連相談サービス

介護全般のご相談にお応えします。

※上記のサービスは2007年8月現在のもので、一部のサービスについては、地域によってご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合、またはご利用を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※上記サービスのうち「OQ修理サービス」「防犯機能アップ応援サービス」「住宅相談サービス」「法律相談サービス」「税務相談サービス」は株式会社プレステージ・インターナショナル、「健康・医療相談サービス」「介護関連相談サービス」はウェルネスケア・ネットワーク株式会社との提携によりサービスをご提供します。

※サービスの詳細につきましては、「安心ガイド（ご契約のしおり）」をご参照ください。

割引制度について

「マンション・オーナーズ総合保険」には、建物の性能や設備によって、ご契約の保険料に以下の割引を適用できる場合がございます。割引適用にあたっては所定の方法により確認させていただきます（所定の確認資料が必要な場合もございます。）ので、詳細は取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

チェック	割引名称	適用条件の概要
<input type="checkbox"/>	住宅用防災機器割引 ^(注1)	消防法により設置が義務付けられた住宅用防災機器（住宅用火災警報器など）を設置している場合（2006年6月1日以降に建築確認申請を行った新築住宅には住宅用防災機器が設置されています。）
<input type="checkbox"/>	オール電化住宅割引 ^(注2)	建物がオール電化住宅（住宅内の空調、給湯、調理などのすべての設備を電気でまかなう住宅）である場合
<input type="checkbox"/>	高機能コンロ割引 ^(注2)	建物のすべての厨房設備に、優れた安全機能を有する「高機能コンロ」を設置している場合（IHクッキングヒーターは「高機能コンロ」に該当します。「高機能コンロ」の詳細については取扱代理店または日本興亜損保までご照会ください。）
<input type="checkbox"/>	耐火性能割引	所定の住宅メーカー（積水ハウス・旭化成ホームズ・ミサワホーム・パナホーム）で製造されたB構造または2級の鉄骨造プレハブ建物で耐火性能建物に該当する場合
<input type="checkbox"/>	省令準耐火構造	枠組壁工法（2×4（ツーバイフォー）工法）建物、木質系プレハブ建物、または木造軸組工法建物のうちC構造または3級の建物で、住宅金融支援機構が定める準耐火構造の技術的基準を満たす場合
<input type="checkbox"/>	（一般物件）空地割引 ^(注3)	2・3・4級の建物の四周に空地がある場合で空地距離が6m以上（北海道・東北・北陸地方は10m以上）である建物の場合
<input type="checkbox"/>	（一般物件）消火設備割引 ^(注3)	自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備などの消火設備を設置し、所定の条件（昼夜を問わず監視する者がいるなど）を満たしている場合

（注1）住居のみに使用される建物が本割引の適用の対象となります。（併用住宅は本割引の対象となりません。）

（注2）オール電化住宅割引と高機能コンロ割引は併用できません。

（注3）住居のみに使用される建物は本割引の対象外です。

お支払いする保険金の主な内容

次の偶然な事故により保険証券記載の建物等(※1)に損害が生じた場合、その再調達価額(※2)に基づき算定した損害額を損害保険金としてお支払いします。[保険金額が限度] ①火災②落雷③破裂・爆発④風・ひょう・雪災 [損害額が20万円以上となった場合] ⑤建物外部からの物体の飛来・衝突など⑥給排水設備または他の戸室で生じた事故による水ぬれ⑦騒じょう、労働争議に伴う破壊行為など⑧盗難⑨台風、暴風雨などによる水・高潮・土砂崩れなどの水災 [損害割合が30%以上のときまたは床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被ったとき] ⑩①～⑨以外の偶然な事故 [1事故につき自己負担額1万円(※3)]

(※1) 建物等とは次のものをいいます。①アパート・マンション本体 ②アパート・マンション本体に直接付属する設備(エレベーター設備、電気設備、給排水設備など) ③アパート・マンション本体に直接付属しない施設(へい、フェンス、掲示板、駐車場、自転車置場、集会室など) ④①～③の各部分にある置または建具類

(※2) 再調達価額とは、同一の質、用途、規模、型、能力のものを再築するのに要する額(修理可能な場合は再築費用と修理代金のいずれか低い額)をいいます。

(※3) 保険証券にこれと異なる金額が表示されている場合にはその金額となります。

(注) ④については風・ひょう・雪災支払方法変更特約付帯の場合、損害額が20万円未満の場合もお支払いの対象となります。
⑥については水漏れ損害不担保特約付帯の場合、お支払いの対象となりません。
⑨については水災不担保特約付帯の場合、お支払いの対象となりません。
⑩については建物危険限定担保特約付帯の場合、お支払いの対象となりません。

<建物付属機械設備等電気的・機械的事故担保特約の保険金> (特約付帯の場合のみ)
建物の付属機械設備等について、偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故によって生じた損害について保険金をお支払いします。[1事故につき自己負担額1万円(※)]
(※) 保険証券にこれと異なる金額が表示されている場合にはその金額となります。

<建てかえ費用保険金> (特約付帯の場合のみ)
上記①～⑩の事故による建物の損害割合が70%以上となった場合に「保険金額-損害保険金」を限度に建てかえ費用をお支払いします(損害が生じた日から2年以内に同一用途の建物に建てかえた場合に限り)。また、建てかえに伴う取り壊し費用もお支払いします。[建てかえ費用保険金の10%限度]

<建てかえ時特別費用保険金> (特約付帯の場合のみ)
建てかえ費用保険金が支払われたときにお支払いします。[保険金額の10%相当額。ただし、1事故につき1構内ごとに200万円限度]
※損害付帯諸費用担保特約付帯の場合、お支払いの対象となりません。

<ドアロック交換費用保険金>
日本国内においてドアの鍵が盗まれた場合、ドアロック(錠)の交換に必要な費用をお支払いします。[1事故につき合計200万円限度。ただし、1つのドアロック(錠)あたり3万円限度]

<水濡れ原因調査費用保険金>
建物に生じた水ぬれ事故の原因調査のための費用をお支払いします。[1事故かつ1年間(長期契約の場合は同一保険年度)につき100万円限度] ただし、建物に損害が生じ、修理付帯費用保険金が支払われる場合は支払われません。

<臨時費用保険金>
上記①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合にお支払いします。[上記①～⑦の損害保険金の30%相当額。居住専用建物の場合：1事故につき1構内ごとに100万円限度。それ以外の建物の場合：1事故につき1構内ごとに500万円限度]
※臨時費用保険金不担保特約または損害付帯諸費用担保特約付帯の場合、お支払いの対象となりません。

<残存物取片づけ費用保険金>
上記①～⑦の事故の際、残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。[上記①～⑦の損害保険金の10%限度]

<失火見舞費用保険金>
保険証券記載の建物から発生した上記①、③の事故で、第三者の建物などに損害を与えた場合の見舞金の費用をお支払いします。[1被災世帯あたり50万円。ただし、1事故につき保険金額の20%限度]
※失火見舞費用保険金不担保特約付帯の場合、お支払いの対象となりません。

<地震火災費用保険金>
地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となったときにお支払いします。[保険金額の5%相当額。ただし、1事故につき1構内ごとに300万円限度]
※地震火災費用保険金不担保特約付帯の場合、お支払いの対象となりません。

<修理付帯費用保険金>
事故の際に生じる原因調査費用や仮修理の費用などをお支払いします。[居住専用建物の場合：1事故につき1構内ごとに保険金額×10%、または100万円のいずれか低い額が限度。それ以外の建物の場合：1事故につき1構内ごとに保険金額×30%、または1,000万円のいずれか低い額が限度]
※損害付帯諸費用担保特約付帯の場合、お支払いの対象となりません。

<特別費用保険金>
保険金額と同額の損害保険金が支払われたときにお支払いします。[損害保険金の10%相当額。ただし、1事故につき1構内ごとに200万円限度]
※損害付帯諸費用担保特約付帯の場合、お支払いの対象となりません。

<損害付帯諸費用保険金> (特約付帯の場合のみ)
上記①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合に、「臨時費用保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「修理付帯費用保険金」「特別費用保険金」の代わりにお支払いします。(上記①～⑦の損害保険金の30%相当額。居住専用建物の場合：1事故につき1構内ごとに300万円限度。それ以外の建物の場合：1事故につき1構内ごとに500万円限度)

<損害防止費用>
上記事故で、消火活動のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。[実費]

財産の補償(住居部分のある建物に対する補償)

地震保険

～地震保険をご契約の場合に限り～
地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失により、ご契約の建物に損害が生じた場合、損害の程度により右記の金額をお支払いします。

支払区分	保険金のお支払額
全損のとき	地震保険金額の全額(ただし、時価額が限度)
半損のとき	地震保険金額の50%(ただし、時価額の50%が限度)
一部損のとき	地震保険金額の5%(ただし、時価額の5%が限度)

家賃担保特約

次の(a)～(d)の事由により、復旧期間(注1)内に生じた家賃の損失に対して保険金をお支払いします。[家賃保険金額(注2)が限度]
(a) 偶然な事故により保険の目的について損害が生じたこと [ただし、上記①～⑩の事故により損害保険金の支払対象となる場合]
(b) 偶然な事由により電気・ガス・水道の供給が12時間以上中断したこと
(c) 災害、犯罪などの異常事態の発生に伴う公的機関の避難命令などで建物に住めなくなったこと
(d) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律または結核予防法の定めにより、保険の目的またはその構内への立入が制限または禁止されたこと
(注1) 復旧期間は約定復旧期間(3か月から12か月までの間で1か月単位でお決めいただきます。)を限度とします。
(注2) 家賃保険金額は、保険の目的の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額以上でお決めいただきます。

建物賠償責任担保特約

建物の所有または管理に起因する偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金(注)をお支払いします。[1事故につき建物賠償責任支払限度額が限度] また、訴訟費用などもお支払いします。
(注) 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。

借家人賠償責任・修理費用

<借家人賠償責任保険金>
偶然な事故により被保険者(注1)が借用する戸室が損壊した場合に、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金(注2)をお支払いします。[1事故につき借家人賠償責任支払限度額が限度] また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

<修理費用保険金>
偶然な事故により被保険者(注1)が借用する住宅に損害が生じた場合に、貸主との契約に基づき出費した修理費用をお支払いします。[1事故につき自己負担額3千円、支払限度額300万円]
(注1) 被保険者とは以下の方をいいます。
① 保険証券記載の建物に所在する借用户室に居住している方
② 保険証券記載の建物に所在する借用户室の賃貸借契約上の借主で、借用户室に居住していない方
(注2) 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。

お支払いする保険金の主な内容

次の偶然な事故により、被保険者(注1)が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金(注2)をお支払いします。[1事故につき個人賠償責任支払限度額が限度] また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

(a) 居住用戸室(注3)の使用、管理に起因する偶然な事故

(b) 日常生活にかかわる偶然な事故 [海外での事故を含みます。]

(注1) 被保険者とは、上記(a)(b)の事故ごとに以下の方をいいます。

(a)の事故：①居住用戸室に居住している方[居住者]、居住者の配偶者、居住者またはその配偶者の方と生計を共にする別居の未婚のお子様

②居住用戸室を所有、使用、管理している方で、居住用戸室に居住していない方

(b)の事故：上記①の方

(注2) 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。

(注3) 居住用戸室の一部または全部が事務所として使用される戸室も含みます。

個人賠償責任

保険金をお支払いできない主な場合

財産の補償(住居部分のある建物に対する補償)

- ▶ 故意、重大な過失、法令違反
- ▶ 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質による事故
- ▶ 地震・噴火・津波 [ただし、地震火災費用保険金には適用しません。]
- ▶ 偶然な外来の事故に直接起因しない建物付帯機械設備の電氣的・機械的事故 [ただし、建物付属機械設備等電氣的・機械的事故担保特約の保険金には適用しません。]
- ▶ 差押え、没収などの公権力の行使
- ▶ かし、自然の消耗・劣化、さび・かび・腐食その他類似の事由、虫食い
- ▶ 加工・修理または調整中の作業上の過失・技術の拙劣
- ▶ 擦損、かき傷、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- ▶ 詐欺・横領
- ▶ 土地の沈下・隆起などによって生じた損害
- ▶ 風・雨・ひょうもしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入による損害

など

<電氣的・機械的事故の補償対象とならない機械設備>

- ▶ ベルト、ワイヤロープ [エレベーターを除く]、管球類
- ▶ 切削工具、刃または金型
- ▶ 潤滑油、操作油その他運転のための資材
- ▶ フィルタエレメント、電熱体
- ▶ 基礎または炉壁
- ▶ コンクリート製、ゴム製の機器または器具
- ▶ 消火剤、薬剤、レンガ
- ▶ ボイラ

など

地震保険

- ▶ 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

など

(注) 1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が5兆円を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する5兆円の割合によって削減されることがあります。(2007年8月現在)

家賃担保特約

- ▶ 故意、重大な過失、法令違反
- ▶ 戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質による事故
- ▶ 地震・噴火・津波
- ▶ かし、自然の消耗・劣化、さび・かび・腐食その他類似の事由、虫食い
- ▶ 加工・修理または調整中の作業上の過失・技術の拙劣
- ▶ 土地の沈下・隆起などによって生じた損害

など

建物賠償責任担保特約

- ▶ 保険契約者または被保険者の故意
- ▶ 戦争、暴動などの事変や核燃料物質の有害な特性による事故
- ▶ 地震・噴火・津波による事故
- ▶ 保険の目的である建物を賃貸する業務以外の被保険者の職務遂行に直接起因する事故
- ▶ 同居の親族に対する賠償責任
- ▶ 航空機、自動車などの所有、使用または管理に起因する事故
- ▶ 被保険者の日常生活に起因する事故
- ▶ 屋根、扉、窓、通風筒などから入る雨または雪などによる財物の損壊に起因する事故
- ▶ 建物の修理、改造、取壊しなどの工事に起因する事故

など

借家人賠償責任・修理費用

- ▶ 保険契約者または被保険者の故意
- ▶ 戦争、暴動などの事変や核燃料物質の有害な特性による事故
- ▶ 地震、噴火、津波による事故
- ▶ 建築業者などが行う改築・増築に起因する事故
- ▶ 差押え、没収などの公権力の行使
- ▶ かし、自然の消耗・劣化、さび・かび・腐食その他類似の事由、虫食い
- ▶ 擦損、かき傷、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- ▶ 電氣的・機械的事故
- ▶ 詐欺・横領
- ▶ 土地の沈下・隆起
- ▶ 風・雨・ひょうもしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入
- ▶ 電球・ブラウン管などの管球類に単独に生じた事故

など

個人賠償責任

- ▶ 保険契約者または被保険者の故意
- ▶ 戦争、暴動などの事変や核燃料物質の有害な特性による事故
- ▶ 地震、噴火、津波による事故
- ▶ 被保険者の職務遂行に直接起因する事故
- ▶ 同居の親族に対する賠償責任
- ▶ 航空機、車両、船舶または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ▶ 借用財物の損壊などによる賠償責任

など

万一事故にあわれたら

万一事故にあわれたら、取扱代理店または日本興亜損保へすぐにご通知ください。事故の日から30日以内にご通知がありませんと、保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- このパンフレットは「マンション・オーナーズ総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容については「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご参照ください。
- ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」をご確認させていただきたくしますので、ご協力くださるようお願いいたします。
- ご契約の手続きその他ご不明な点については取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保にご照会ください。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- 「マンション・オーナーズ総合保険」はすまいの総合保険(フルハウス)の賃貸アパート・マンションオーナー専用プランのペットネームです。

クーリングオフについて

ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込時にお渡しする「クーリングオフ説明書」をご覧ください。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
 お客様サポート室 0120-919-498
 受付時間：平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます)
 ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで